

制度説明

特別障害者手当等について

説明内容

特別障害者手当等に係る留意事項について

令和 7 年 4 月

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

特別障害者手当等の概要と事務の進め方

～特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の基本的な事務内容と留意点～

【内 容】

1 イン트로ダクション（制度のポイント）

- (1) 制度の内容
- (2) 主な特徴

2 事務フローと各種事務の概要

- (1) 申請から支払までの標準フロー
- (2) 事務の内容（標準事案）
- (3) 有期認定する場合の事務取扱
- (4) 受給資格者が行う各種届出等の取扱

3 その他留意すべき事項

- (1) 時効について
- (2) 効果的な広報の展開について
- (3) 国庫交付金事務について

【参考：本県の支給対象者数】（令和7年1月現在）

種 別	受給者数
特別障害者手当	1,328 人
障害児福祉手当	598 人
経過的福祉手当	9 人
合 計	1,935

令和7年4月

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

1 イン트로ダクション（制度のポイント）

(1) 制度の内容（趣 旨）

ア 在宅の精神及び重度障がい者（障がい児を含む）に対する救護措置の一環として、その重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として手当を支給するもの。

【根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）】（※以下、「法」という）

⇒重度の障がい者は、通常の社会復帰が困難である場合がほとんどであり、生活の保障の観点からの援護施策が必要。手当は重度障がい者が在宅で日常生活を営むための必要最小限度の所得保障として機能。

イ 特別障害者手当等は、福祉手当（昭和 50 年）が元。その後、昭和 61 年度に重度障がい者の要件を見直し、現在の制度へ。しかしながら、昭和 61 年度以前に福祉手当の受給認定を受けたものの、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も受給できない者に対しては、経過福祉手当を支給。

【内容】

- ① 特別障害者手当：20 歳以上であって、著しく重度の障害の状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者（法第 2 条第 3 項）
- ② 障害児福祉手当：20 歳未満であって、重度の障害の状態であるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（法第 2 条第 2 項）
- ③ 経過福祉手当：従来の福祉手当の認定を受けた重度障害者で、日常生活において常時の介護を必要とする者（法附則第 97 条第 1 項）

(2) 主な特徴（詳細は次章）

ア 認定請求主義（法第 19 条）

受給資格者となるべき者からの申請をもって認定の可否を判断。

イ 認定要件

・障がいの程度等の認定要件が詳細に規定されている。原則、障がいの程度は医師の診断書をもとに判断するが、一部診断書を省略できるケースがある。

障がいの回復状況を確認する必要等から、一定期間に限り認定する有期認定という制度もある。

・手当は、在宅の重度障がい者に支給する性格上、施設等に入所すれば支給されない（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当）。

ウ 所得による支給制限（法第 20 条、第 21 条等）

重度障がい者又はその配偶者若しくは生計を維持する扶養義務者（民法第 877 条第 1 項）の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて一定額以上（所得制限基準額）であるときは、一定期間支給が停止される（8 月～翌年 7 月）。

認定後においても、毎年所得額を確認し、支給対象の有無を確認する（現況届の提出）。

エ 手当額（法第 18 条、第 26 条の 3 等）

手当額は、月額それぞれ次のとおり。費用負担は、国 3／4、県・市 1／4

令和 7 年 4 月現在（単位：円）

種 別	手当額（R 6. 4 月～）	手当額（R 7. 4 月～）
特別障害者手当	28,840	29,590
障害児福祉手当	15,690	16,100
経過福祉手当	15,690	16,100

オ 手当支払月（法第 19 条の 2、第 26 条の 5）

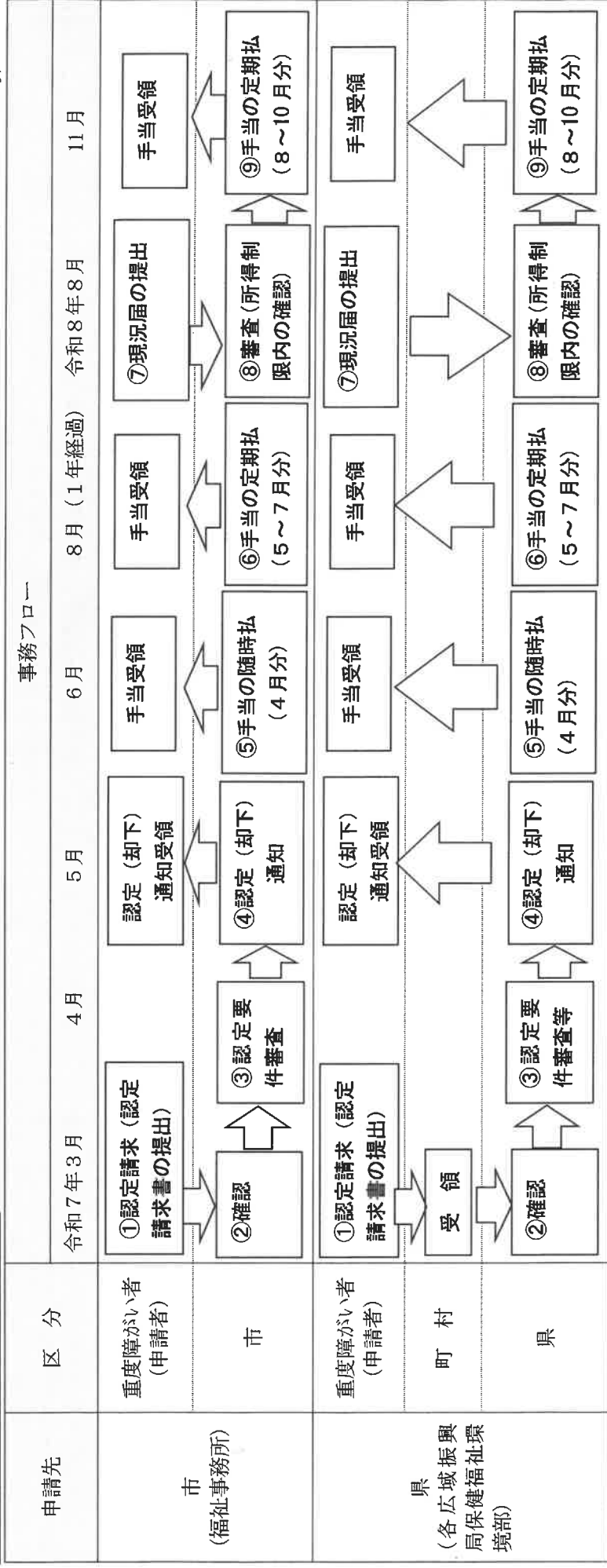
・定例の支払月は、2 月、5 月、8 月及び 11 月。前月分までの 3 か月分をまとめて支払う。

・認定申請から認定までの間や、死亡等の資格喪失により支給事由が消滅した場合におけるその期の手当は、随時払となる。

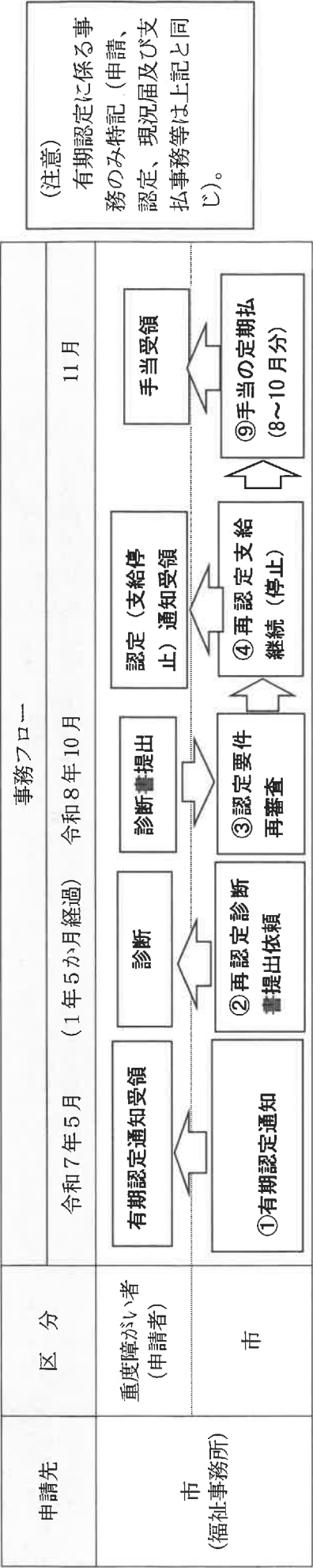
2 事務フローと各種事務の概要

(1) 申請から支払までの標準フロー（特別障害者手当、障害児福祉手当）

（※福祉手当は、新規に申請することはない。）



（有期認定の場合の標準フロー（申請先が市の場合。県も同様の流れ））



(注意)
有期認定に係る事務のみ特記(申請、認定、現況届及び支払事務等は上記と同じ)。

(2) 事務の内容（標準事案）

① 認定請求（認定請求書の提出）

認定請求書のほか、次の資料を添付する。請求権者は、重度障がい者本人のほか、親権者や後見人等の法定代理人や、任意代理人（委任状が必要）でもよい。

ア 認定請求書

イ 受給資格者の戸籍謄本又は抄本及び受給資格者の属する世帯の全員の住民票の写し

ウ 受給資格者に係る医師の診断書（申請日から起算して6ヶ月以内に作成されたもの）

エ 所得現況届

オ 前年の所得額並びに法第20条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書等（その他地方税法、租税特別措置法等の控除の証明書）。

カ 配偶者又は法第21条に規定する扶養義務者がある受給資格者にあつては、配偶者及び扶養義務者の前年の所得の額並びに法第21条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（その他地方税法、租税特別措置法等の控除の証明書等）。

【チェックポイント1 診断書の省略について】

認定要件審査の重要な書類の一つである診断書を省略できるケースの代表的な場合は次のとおり。

(1) 身体障害者手帳の提示等

重複障がいの認定による場合であつて、個々の障がいが次のいずれかに該当し、その障がいの原因・病状等から、その後の障がいの程度に変化が生じていないと認められるとき（実態調査が必要）。

ア 当該障がいが、福祉手当の受給資格の障がい程度に該当していたとき。

（例：経過福祉手当を受給し、他の障がいのため特別障害者手当を申請する場合、経過福祉手当を受給している障がいに係る診断書を省略できる。）

イ 当該障がいについての1級又は2級の身体障害者手帳（2級の身体障害者手帳については、当該手帳の障がい名の記載により、その障がいの程度が手当の支給要件に該当することが明らかな場合に限る）の提示があつたとき。

（例：両上肢機能障害1級、両下肢機能障害1級、視力障害2級（右左0.02等）等）

(2) 施設への入所、病院等への長期入院等により受給資格を喪失した後、再び支給要件に該当するに至ったもの

その障がいの原因、症状等から、その後の障がいの程度に変化が生じていないと認められるときは、当該障がいについての診断書を省略できる。ただし、受給資格者であつたこと及び受給資格喪失の事由が障がいの程度に係るものではないことを証明する書類の提示が必要（過去の認定書や、当時の診断書の写し）。

(3) 他制度の判定の基礎となつた診断書等が確認できる場合

次に掲げる者について、当該制度の判定の基礎となつた診断書の提出があり、当該診断書等によりその者の障がいの程度が特別障害者手当や障害児福祉手当の支給要件に該当することが明らかであり、かつ、その障がいの原因、症状等からその後の障がいの程度に変化が生じていないと認められるとき（実態調査が必要）。

〔特別障害者手当〕

ア 当該障がいについての2級の身体障害者手帳所持者（上記(1)の場合を除く）

イ 障害基礎年金等障害を支給事由とする年金1級受給者

ウ 特別児童扶養手当1級受給対象障がい児であつた者

エ 療育手帳所持者（重度の記号表示があるものに限る）^(注)

〔障害児福祉手当〕

ア 当該障がいについての2級の身体障害者手帳所持者（上記(1)の場合を除く）

イ 特別児童扶養手当 1 級受給対象障がい児

ウ 療育手帳所持者（重度の記号表示があるものに限る）^(注)

(注) 本県の場合、療育手帳は A(重度)と B(中軽度)に分かれているが、判定記録はさらに A1(最重度)と A2(重度)に分かれている。判定記録が A1 であれば判定記録をもって診断書を省略することができるが、**A2 の場合は判定記録からでは障害程度が手当に該当するかどうか判断できないケースが多いので、正規の診断書を取得することが望ましい。**(疑義解釈等で明らかに該当するケースがあれば、診断書省略可。)

② 確認

ア 認定請求書の記載及び添付書類等に不備がないか確認する。

イ 診断書など、認定請求に係る添付書類が省略されているときは、認定請求書の備考欄に省略された書類の名称を記入する。

ウ 補正できない程度の不備があるときは、受付処理簿の返付欄に返付年月日を記入のうえ、認定請求書を返付し、補正のうえ再提出するよう指導する。

エ 上記ウにおいて、返付された認定請求書について、受付欄に提出年月日を記録するとともに、不備がないことを認めた場合には、受理年月日欄に受理年月日を記入する。

③ 認定要件審査等

ア 障がい程度の認定

(ア) 特別障害者手当

政令第 1 条第 2 項第 1 ～ 3 号に掲げる障害に該当するもの

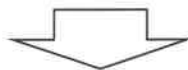
a 政令第 1 条第 2 項第 1 号：政令別表第 2 各号に掲げる障害が重複するもの

ダブル

障害基礎年金 1 級相当

【政令別表第 2】

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの



《6 の「前各号と同程度」とは？》

- 1 両上肢の機能障がいにより次に掲げる動作について介助が必要なもの
①食事 ②洗面 ③便所の処置 ④衣服の着脱
- 2 両下肢の機能障がいにより次に掲げる動作について介助が必要なもの
①階段の昇降 ②室内の歩行
- 3 体幹の機能障がいにより次に掲げる動作について介助が必要なもの
①座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り
- 4 心臓の機能障がい（心不全症状、狭心性症状等）
- 5 呼吸器の機能障がい、6 腎臓の機能障がい、7 肝臓疾患、8 血液疾患 など

《7の「前各号と同程度」とは?》

- 1 統合失調症にあつては、高度の欠陥状態又は高度の症状があるため高度の人格崩壊、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験があるもの
- 2 双極性障害にあつては、高度の感情欲動及び思考障害の病相があり、かつ持続したり頻繁に繰り返したりするもの
- 3 非定期精神病にあつては、欠陥状態又は病状が前記1・2に準ずるもの
- 4 てんかんにあつては、頻繁に繰り返す発作又は高度の認知障害、性格変化、その他の精神神経症状のあるもの
- 5 中毒性精神病にあつては、高度の認知障害、性格変化及びその他の持続する異常体験のあるもの
- 6 器質性精神障害にあつては、高度の認知障害、人格崩壊、その他精神神経症状があるもの
- 7 早期幼年自閉症にあつては、高度の自閉言語発達遅滞、精神発達遅滞、異常行動のあるもの
- 8 知的障害にあつては、精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの



- ア 精神障害の程度は、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点の合計が10点以上であるもの
- イ 知的障害の程度は、「発達障害の程度」により判定し、知能指数が概ね20以下に相当するもの

b 政令第1条第2項第2号：次の(ア)又は(イ)に該当するもの

(ア) 政令別表第2各号のいずれか1つの障害を有し、かつ次に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（国民年金2級程度の障害）を重複して有するもの

- ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- イ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ウ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- エ そしゃく機能を失ったもの
- オ 音声又は言語機能を失ったもの
- カ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- キ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ク 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ケ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- コ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- サ 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

トリプル

(イ) 政令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ「日常生活動作評価表」の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの

c 政令第1条第2項第3号：次のいずれかに該当するもの（成人になり、障害児手当から特別障害者手当に移行する場合がよくあるケース）。

- ア 障害児福祉手当の個別基準の内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであつて、「安静度表」の1度（絶対安静）に該当するもの
- イ 障害児福祉手当の個別基準の精神障害に該当する障害を有するものであつて、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点以上のもの

- (イ) 障害児福祉手当（経過的福祉手当）
政令別表第1で定める障害に該当するもの。

【政令別表第1】

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両下肢の用を全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの



《8の「前各号と同程度」とは？》
特別障害者手当と同じ（政令別表2 第6号）

《9の「前各号と同程度」とは？》

精神障害及び知的障害の内容は、特別障害者手当（政令別表2 第7号）と同じ

ア 精神障害の程度は、日常生活において常時介護を必要とする程度以上（診断書記載事項）

（例：「日常能力の程度」の食事、洗面、排泄、衣服、入浴の動作が半介助以上のもの）

イ 知的障害の程度は、「発達障害の程度」により判定し、「発達障害の程度の指標」に掲げる年齢階層別の障害程度が『最重度』とされたもの（知能指数が概ね20以下。測定不能の場合を含む）

《10の「前各号と同程度」とは？》

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能障害により次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの
①食事 ②洗面 ③便所の処置 ④衣服の着脱
- 4 両下肢の機能障害により次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの
①階段の昇降 ②室内の歩行
- 5 体幹の機能障害により次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの
①座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り

※ 知的障害と他の病状又は機能障害が重複する場合における知的障害の程度については、「発達障害の程度の指標」に掲げる年齢階層別の障害程度が『重度』とされたもの（知能指数が概ね35以下）

【チェックポイント2 障害程度の認定】

障害程度の認定に当たっては、診断書の審査が最も重要な項目となっている。しかし、上記障害程度の判定が画一的に判断出来ない場合が多い。この場合には原則として、診断した医師や扶養親族等からの確認も必要となる（法第36条）が、医学的知見による客観的な判断を行う観点から、必要に応じて県協議願いたいこと。

（県では、協議を基に、福祉総合相談センター又は児童相談所等に判定を依頼）

イ 病院、施設入所等の取扱

(ア) 特別障害者手当（法第 26 条の 2、規則第 14 条）

a 以下の施設に入所している場合には、認定要件に該当しない。

(a) 障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院（病床に限る）又は生活介護を行う障害者支援施設、旧法指定施設（身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設等）、児童福祉法に規定する乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等（※通所施設の場合は該当しない）

(b) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

（※ショートステイ事業によって一時的に養護老人ホーム等に保護した場合は該当しない）

b 病院又は診療所に継続して 3 ヶ月を超えて入院していた場合

（※老人保健施設等も老人保健法に基づく病院又は診療所に位置付けられているので、病院又は診療所と同様に扱う。介護老人保健施設も同様）

(イ) 障害児福祉手当（法第 17 条第 2 号、規則第 1 条）

特別障害者手当の a (a) の施設に入所している場合には、認定要件に該当しない。

(ウ) 経過的福祉手当

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 附則（昭和 60 年 12 月 28 日第 49 号）第 2 条に規定する施設に収容されているとき。

ウ 障害年金等の受給の有無（障害児福祉手当、経過的福祉手当が該当。特別障害者手当は対象外）

類似の公的給付である障害年金との二重給付を防止するため、以下の給付を受けている場合には認定要件に該当しない。

(ア) 障害児福祉手当

国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金等

(イ) 経過的福祉手当

国民年金法に基づく年金たる給付、厚生年金保険法に基づく年金たる給付等（その他、特別障害者の受給資格となり、認定された場合には当然経過的福祉手当の要件から外れる。平成 17 年度から制度化された特別障害給付金（社会保険事務所所管）を受給している場合も同様）

エ 所得状況審査

前年の所得状況（県民税の課税ベースとなる所得）をもって判断する。所得の額（※ 1）から諸控除（※ 2）を差し引いた額が所得制限限度額（※ 3）を超える場合は、支給停止となる（注意：認定要件非該当となるものではない。支給額がゼロになるのみ）。

※ 1 所得の範囲（所得の額の計算方法：政令第 5 条第 1 項参照）

障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給資格者・扶養義務者、特別障害者手当の扶養義務者	県民税に関する非課税所得以外の所得 ※配偶者・扶養義務者については、所得合計額から社会保険料相当として一律 8 万円を控除（政令第 8 条第 4 項により準用する政令第 5 条第 1 項）
特別障害者手当の受給資格者	県民税に関する非課税所得以外の所得及び <u>その他の所得</u> （国民年金法等に基づく年金たる給付）

※ 2 諸控除（政令第 8 条第 3 項、第 4 項）

受給資格者の所得からのみ認められる控除	社会保険料控除を受けた場合⇒その控除額に相当する額 ※配偶者・扶養義務者については、所得額の計算において、社会保険料相当額として 8 万円を控除することとされている。
配偶者及び扶養義務者の所得から認められる控除	本人に係る障害者控除を受けた場合：27 万円 （特別障害者控除の場合は 40 万円）

※3 所得制限限度額：令和7年4月現在（令和3年8月改正から変更なし、毎年6月頃に通知）

（単位：円）

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

（注）政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

（注）出典は厚生労働省 HP「特別障害者手当について」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>)

【チェックポイント3 扶養親族の範囲】

- （1） 扶養親族の範囲は、民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）で、かつ受給資格者の生計を現に維持している者である。
⇒現に生計を同じくしていても、扶養義務者でない者は、所得状況審査の対象にならない（受給資格者の娘の夫等）。
- （2） 生計を維持しているとは、生計に要する費用の大半を負担している状態を指す。このため一般的には同一居住の事実があるときは、事実上世帯を主宰し管理する中軸の者は、扶養義務者として認定（受給資格者の住居には父及び兄がいるが、父より兄が所得が多い場合）。

④ 認定（却下）通知

認定した場合には、受給資格者に速やかに認定通知書（却下した場合には、却下通知書）を交付。

却下した場合には、知事に対して行政不服審査法に基づく審査請求ができること、審査請求申立期間の教示が必要である。

なお、平成 28 年 4 月より、行政不服審査法の全面改正により、審査請求申立期間が 60 日→3 か月となったので注意のこと。

【行政不服審査の内容】

(1) 不服申立ての種類と不服申立てすべき行政庁（本県の場合）

- ① 知事が手当事務を広域振興局に委任した場合における当該処分に対する不服申立て
⇒上級行政庁である知事に審査請求
- ② 市長が手当事務を市福祉事務所に委任した場合における当該処分に対する不服申立て
⇒知事に対する審査請求
- ①、②の知事の裁決に不服がある場合⇒厚生労働大臣に対する再審査請求

(2) (1)の①、②の不服申立てのできる期間

処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であり、かつその処分のあった日の翌日から起算して1年以内

⑤ 手当の随時払、⑥手当の定期払（法第19条の2、法第26条の5等但書）

ア 手当支給期間

認定の請求を行った日の属する月の翌月から、手当の支給要件を欠くに至った日の属する月まで。

（例：3月に認定請求があった場合には、認定決定が5月であったとしても4月分から支給対象となる）

イ 手当の支払い

（ア）定期払：2月、5月、8月及び11月（前月分までの手当3ヶ月分を一括して支払う）

（イ）随時払：前支払期月に支払うべきであった手当又は支給事由が消滅した場合におけるその期の手当について、定期払でない月であっても支払うもの。

（例1：3月に認定請求があり、5月に認定した場合には、認定後4月分の手当を随時払する）

（例2：12月に死亡により資格喪失した場合には、未支払手当として、定期払の2月を待たずに11月及び12月分の手当を扶養親族等に支払う）

ウ 手当支払上の留意点

（ア）認定要件の適合の有無の確認

障害福祉施設等への入所、病院・診療所等への入所が3月を超えているかどうかや、死亡・行方不明の有無など、前月までの資格要件の有無を確認し、過誤払いの生じないようにすること。

（イ）支払時期

支払時期は、支払月の上旬～中旬（県では9日）を基本とし、支払日が日曜日若しくは土曜日又は休日該当する場合には、支払期日を繰り上げる措置をとること。

（ウ）記録整理

受給者台帳の手当支給明細書に支払日及び支払額を記録しておくこと。

⑦ 現況届（所得状況届）の提出（法第35条、規則第5条、第16条（第5条準用）等）

毎年、前年の所得状況届に人及び配偶者・扶養親族の所得証明書類を添付して認定先（市福祉事務所、広域振興局等の保健福祉環境部）に提出。提出期間は、8月12日～9月11日。

受給者から提出されない場合は、認定先は受給者に対して文書により現況届の提出を督促し、現況届が提出されるまで手当を差し止める旨の通知をする。

なお、認定申請時に前年の所得状況届を提出済である場合には、現況届の提出を要しない。

⑧ 審査（所得制限内の確認）

認定先では、③ 認定要件審査等エ 所得状況審査にならい、提出資料を審査。所得制限限度額の範囲内である場合は、「所得制限非該当」として、引続き支給。一方、所得制限限度額を超過した場合は、「所得制限該当」として本年8月～来年7月分の支給を停止（11月以降、来年8月までの定時払は実施されない）。

ア 所得制限非該当の場合

- (ア) 現況届の審査欄に所得制限非該当と記載
- (イ) 受給者台帳の所得状況欄にその旨記入
- (ウ) 受付処理簿の処理経過欄に継続支給の旨記入

イ 所得制限該当の場合

- (ア) 現況届の審査欄に所得制限該当と記載
- (イ) 受給者台帳の所得状況欄にその旨記入
- (ウ) 受付処理簿の処理経過簿に支給停止の旨記入し、手当支給記録欄の支払停止期間に係る支払期日の金額をゼロと記録。支払停止に係る当該受給者台帳の支給停止簿に編入。
- (エ) 支給停止通知書を受給資格者に交付。受付処理簿の処理経過欄に支給停止及び支給停止通知書交付年月日を記録。

ウ 過年度支給停止処分を受けたが、現況届の提出により所得制限非該当となった場合

8月分から支給を再開（11月以降の支払い）。上記ア（ア）（イ）とともに、次の処理を行う。

- (ア) 受付処理簿の処理経過欄に支給停止解除の旨記入
- (イ) 支給停止解除通知書を受給資格者に交付。受付処理簿の処理経過欄に支給停止解除及び支給停止解除通知書交付年月日を記録。

⑨ 手当の通常払（8～10月分）

⑧ 審査の結果、支給継続又は支給停止解除と判断された場合には、11月期の定期払いを行う。

(3) 有期認定する場合の事務取扱

① 有期認定の概要

有期認定とは、障がいの程度が今後快方に向かう等が見込まれ、診断書（他制度の診断書により認定する場合は当該制度の診断書）において「将来再認定の要」欄が「有」とされている事案について、期間を定めて認定するもの。

② 事務処理

ア 再認定のための診断書の提出

有期認定期間が経過した直近の1月、4月、7月又は10月に、当月またはその前月に作成された診断書の提出を受給資格者から求める。

そのため、再認定月の1ヶ月前までに期限を附して診断書の提出を受給資格者に通知する（通知には、正当な理由なく診断書を提出しない場合には、手当の全部または一部を支給しない旨付記）。

（※ 診断書の提出がない場合には、認定要件該当の有無が判断できないので、再認定月の翌月から診断書が提出される前月まで支給停止となる）

イ 診断書の審査・再認定

受給資格者から提出された診断書の内容について、上記**③ 認定要件審査等**ア 障害程度の認定にならい、審査する。

認定要件に該当する場合には、再認定（継続給付）し、非該当の場合は、認定却下とする。

(4) 受給資格者が行う各種届出等の取扱（規則第7条～10条）

① 氏名変更の届出

受給資格者は、14日以内に氏名変更届（戸籍抄本添付）を認定元に提出。認定元は、審査のうえ次の事務を行う。

ア 受付処理簿の件名欄及び受付欄に所要事項を記入。

イ 受給者台帳の氏名欄を訂正。

② 住所変更の届出

受給資格者は、14日以内に住所変更届を新住所地を所管する福祉事務所に提出する。

この場合は、次の区分に従い処理する。

ア 県内の同一の所管区域内での住所変更

氏名変更と同様の処理（受付処理簿の記入・受給者台帳の訂正）。

イ 県内の異なる所管区域での住所変更（実施機関が異なる場合）及び他県からの転入

旧所在地を所管する実施機関に対して受給者台帳の写しの送付を求め、新たに受給者台帳を編纂する（受給者台帳には〇〇市から移管と記載）。

（転入元の実施機関は、受給者台帳の住所欄を訂正するとともに、受給資格喪失欄に所要事項を記載。また、支給廃止簿に編入）

③ 資格喪失の届出

病院に3ヶ月以上入院した場合（特別障害者手当）や、障害年金の受給資格を得て受給が開始された場合（障害児福祉手当、経過的福祉手当）、20歳の到達（障害児福祉手当）などで資格を喪失した場合等には、速やかに資格喪失届を認定元に提出。認定元は、次の事務を実施。

ア 受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記入。支給廃止簿に編入。

イ 資格喪失通知書を交付（本人又は届出人）。

④ 死亡の届出

受給資格者が死亡した場合は、扶養親族等が速やかに死亡届を認定元に提出。認定元は③資格喪失の届出と同様に処理をする。

※1 ③・④は認定元において、届出がなくとも明らかに受給資格を喪失した場合には、職権で受給資格喪失の決定を行うことも可能（ただし通常は、出来るだけ提出を指導すること）。

※2 ③・④において、未支払手当がある場合には、次のとおり処理のうえ、未支払手当は随時払いする。

ア 受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記載するとともに、未支払手当がある旨記入。

イ 受給者台帳の支払記録の金額欄に未支払手当の合計額及び対象月数を記入。

なお、死亡に伴う随時払先は扶養親族となるが、その順序は配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のとおりである。

3 その他留意すべき事項

(1) 時効について

手当の支給を受ける権利…支払期月到来後2年で消滅時効

（例：所得現況届未提出の場合…8月分からの手当が11月支払期から2年経過で時効）

※ 受給資格認定を請求する権利は時効にかからない。

(2) 効果的な広報の展開について

① 手当の認定請求

身障手帳交付時、窓口での相談受付時等に支給対象と思われる方に周知。加えて、市町村広報紙、ホームページに掲載する。

② 各種届出の義務について

支給決定時に本人・扶養親族等に周知する。

③ 関係機関との連携

市町村税務課（所得関係書類）、住民課（戸籍謄本）など認定事務に必要な書類の提出に当たり特段の配慮をお願いする。

(3) 国庫交付金事務について（市）

国庫交付金事務の標準スケジュールは次のとおりであるので、対応方をお願いする。

① 令和7年度交付決定：令和7年6月

② 資金交付：令和7年7月、8月、1月、3月（3月は変更交付決定後の追加交付）

- ③ 令和7年度変更交付申請：令和8年1月、変更交付決定：令和8年3月
- ④ 令和6年度実績報告事務：令和7年5月、実績差額金交付（返還）：令和7年11月（令和8年1月）

(4) マイナンバー制度について

平成29年7月より、情報連携が開始されている。

(参考様式1)

退院証明書(特別障害者手当用)

患者氏名 住所	(男・女)
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
入院年月日及び 退院年月日	令和 年 月 日 ~ 年 月 日まで
入院にかかる傷病名	
障害程度の変化	変化なし 悪化した ()
備考	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

保険医療機関名称

住所

電話番号

主治医氏名



※ この証明書は特別障害者手当の再認定のため、実施機関(市に居住している場合は市福祉事務所、町村に居住している場合は広域振興局保健福祉環境部)に提出するためのものです。

※ 障害の程度が入院前と比較して軽快した場合は、この証明書ではなく、所定の認定診断書が必要です。

(参考様式2)

退所証明書(障害児福祉手当・特別障害者手当用)

利用者 氏名 住所	(男 ・ 女)
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
入所年月日及び 退所年月日	令和 年 月 日 ～ 年 月 日まで
障害程度の変化	変化なし 悪化した ()
備考	

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

施設名称

住所

電話番号

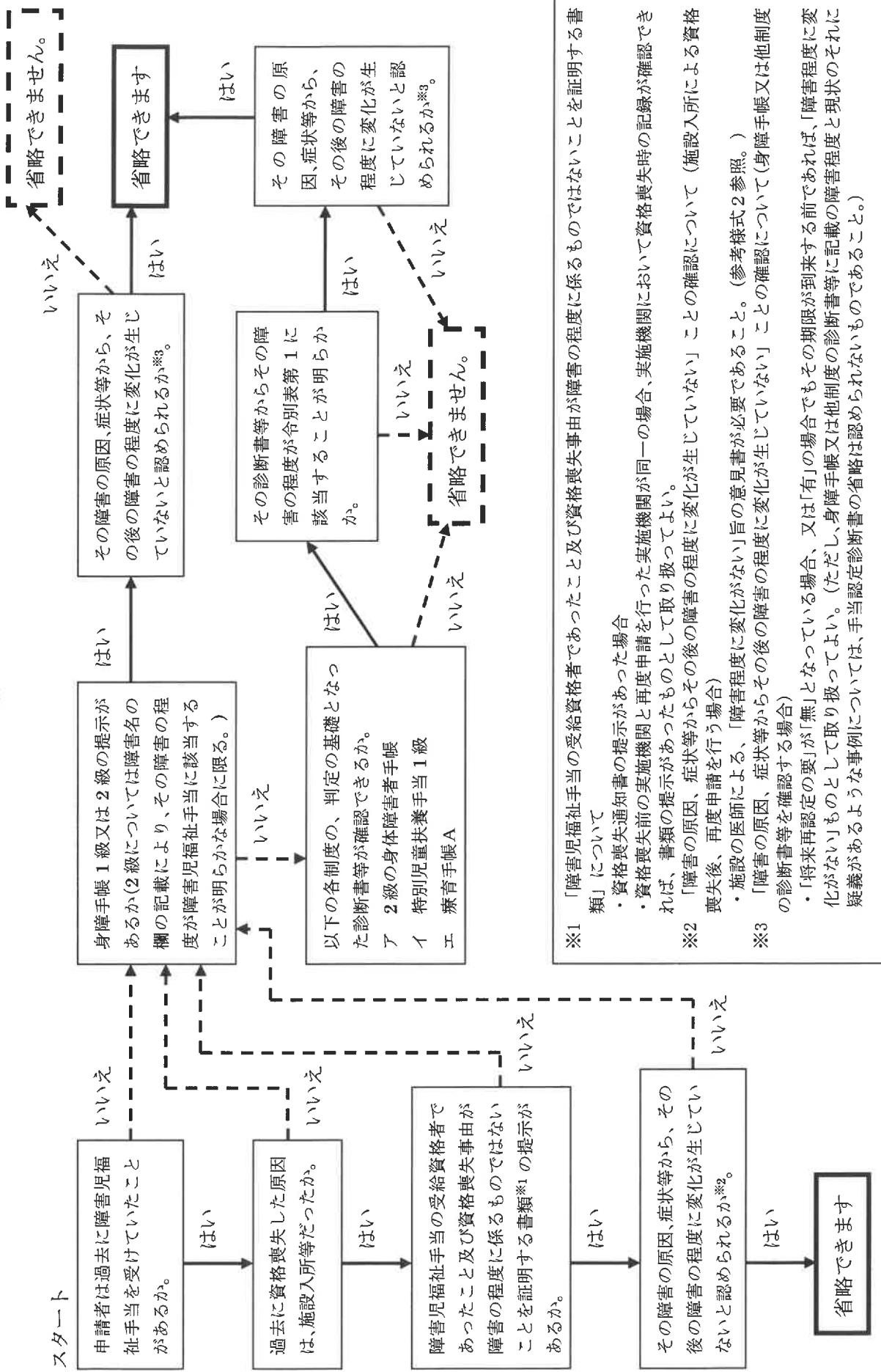
嘱託医氏名

⑨

※ この証明書は障害児福祉手当又は特別障害者手当の再認定のため、実施機関(市に居住している場合は市福祉事務所、町村に居住している場合は広域振興局保健福祉環境部)に提出するためのものです。

※ 障害の程度が入所前と比較して軽快した場合は、この証明書ではなく、所定の認定診断書が必要です。

チャートでわかる 診断書省略できるケースはこれだ! (障害児福祉手当編)



令別表第 1

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
 - 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 5 両下肢の用を全く廃したもの
 - 6 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
 - 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

スタート



- ※1 「特別障害者手当の受給資格者であったこと及び資格喪失事由が障害の程度に係るものではないことを証明する書類」について
- ・資格喪失通知書の提示があった場合
 - ・資格喪失前の実施機関と再度申請を行った実施機関が同一の場合、実施機関において資格喪失時の記録が確認できれば、書類の提示があったものとして取り扱ってよい。
- ※2 「障害の原因、症状等からその後の障害の程度に変化が生じていない」ことの確認について（長期入院及び施設入所による資格喪失後、再度申請を行う場合）
- ・長期入院による資格喪失の場合は入院した病院の主治医、施設入所による資格喪失の場合は施設の医師による、「障害程度に変化がない」旨の意見書が必要であること。（参考様式1・2 参照）
- ※3 「障害の原因、症状等からその後の障害の程度に変化が生じていない」ことの確認について（身障手帳又は他制度の診断書等を確認する場合）
- ・「将来再認定の要」が「無」となっている場合、又は「有」の場合でもその期限が到来する前であれば、「障害程度に変化がない」として取り扱ってよい。（ただし、身障手帳又は他制度の診断書等に記載の障害程度と現状のそれに疑義があるような事例については、手当認定診断書の省略は認められないものであること。）
- ※4 令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもので、身障手帳又は他制度の診断書等の記載により日常生活動作評価が10点以上と確認できる場合に認定診断書を省略できる。（8つの動作すべての記載がなくても、記載があるもので10点以上と確認できれば省略できます）
- ↑この場合、確認した他制度の診断書等の写しが必要になります。

【補足】

令第1条第2項第2号のうち「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」（いわゆるトリプル）で認定する場合の「次表」に該当する障害についても、①身体障害者手帳又は他制度の診断書等が確認できる。②その手帳又は診断書等からその障害の程度が「次表」に該当することが明らかである。③その障害の原因、症状等から、その後の障害の程度に変化が生じていないと認められる、の条件を全て満たせば、同様に診断書を省略できるものとする。

令別表第 1 (特別障害者手当関連部分)

- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注)令第 1 条第 2 項第 3 号該当として認定する場合は、障害児福祉手当の個別基準に該当する障害を有していることが必要となるものであること。

令別表第 2

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、又は一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を脚関節以上で欠くもの
 - 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

次表

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしやく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

特別障害者手当等に係る留意事項

1 本庁協議の適切な運用について

- (1) 特別障害者手当等の認定事務を行う各実施機関（県広域振興局保健福祉環境部及び市福祉事務所）は、**障害程度の判定**に関して疑義のある場合は、**県保健福祉部長に協議**するものとしている（平成10年6月24日付け障第387号岩手県保健福祉部長通知「特別障害者手当等の障害程度の認定に係る本庁協議の運用について」1）。

○ **特別障害者手当制度の創設等について**（昭和60年12月28日付け社更第160号厚生省社会・児童家庭局長連名通知）

- ・ 障害程度の認定に当たっては、医学的専門的判断を必要とする場合が多いと考えられるので実施機関においては、必要に応じ、審査に当たる医師を嘱託し、その意見を求め、適正な認定を行うこと（第二の3(3)）。
- ・ **実施機関において障害程度の認定を行うことが困難な事例については、都道府県本庁に必要に応じて照会することとし、制度の適切、かつ、統一的運用を図ること**（第二の3(4)）。
- ・ 都道府県知事は、障害程度の認定について実施機関から必要に応じて照会があった場合は、当該障害の程度に関し、身体障害者更生相談所、児童相談所、知的障害者更生相談所等の協力を得て適切な判断を行うこと（第二の3(6)）。

○ **障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について**（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知）

実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会すること（第一の7）。

- (2) 本協議は、実施機関において申請者の障害程度に関し**十分な審査及び実態調査**（必要に応じ**診断した医師の見解を伺うこと**。）を行ったものの判定に関し疑義が生じた場合、**専門的な見地からの医学的知見を問うため**、県保健福祉部に対し意見を求めるものである。
- (3) 上記のように十分な審査及び実態調査を行ったものの判定に疑義があるような場合には**本庁協議を活用**いただきたい（なお、本庁協議を行うに当たっては、事前に担当者あて協議資料（案）を送付いただき、事前調整を行っていただいた上で協議をお願いしたい。）。

2 入院の状況の確認

医療機関等への入院の状況について医療機関等に確認を行っていない例があることから、入院日等の状況を適切に確認いただきたい。

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）

（支給要件）

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。
- 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。

障 第 3 8 7 号

平成10年6月24日

各 市 長 殿

岩手県保健福祉部長

特別障害者手当等の障害程度の認定に係る本庁協議の運用について

このことについて、別紙のとおり取扱いを定め、平成10年7月1日から適用することとしたので通知します。

担当

障害保健福祉課

施設指導係 山田

019-651-3111内線2532

特別障害者手当等の障害程度の認定に係る本庁協議の運用について

1 障害程度の協議

障害児福祉手当及び特別障害者手当（以下「特別障害者手当等」という。）の認定事務を行う地方振興局保健福祉環境部及び市福祉事務所（以下「実施機関」という。）は、障害程度の判定に関して疑義のある場合は、特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度認定協議書（様式第1号）に認定請求書、診断書等関係書類を添えて、岩手県保健福祉部長に協議するものとする。

2 調査の依頼

岩手県保健福祉部長は、1により協議があったときは、必要に応じて身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所又は児童相談所（以下「判定機関」という。）に対して特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査依頼書（様式第2号）により調査を依頼するものとする。

3 調査の報告

各判定機関は、2による調査依頼があった場合は、特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査報告書（様式第3号）により調査結果を報告するものとする。

岩手県保健福祉部職員が障害程度の調査にあたる場合は、特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査書（様式第4号）によるものとする。

4 障害程度の回答

岩手県保健福祉部長は、2及び3の調査等によって障害程度を判定し、特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度協議回答書（様式第5号）によって実施機関に回答するものとする。

5 記録の整理

特別障害者手当等の県担当課は、障害程度の協議があった場合は、その回答にいたるまでの経過を特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度疑義照会処理簿（様式第6号）に記録、整理するものとする。

6 岩手県保健福祉部長が判定を依頼する判定機関の区分は原則として次のとおりとし、事例によって適当と思われる機関に依頼するものとする。

区 分	障 害 児 福 祉 手 当		特 別 障 害 者 手 当	
	年齢区分	判定障害区分	年齢区分	判定障害区分
身体障害者 更生相談所	0～19歳	・精神以外の障害 （視覚、聴覚、肢 体、内部）	20歳以上	・精神以外の障害 （視覚、聴覚、肢 体、内部）
各児童相談所	18歳未満 （0～17歳）	・精神薄弱 （精神障害含む）	—	—
精神薄弱者 更生相談所	18～19歳	・精神薄弱	20歳以上	・精神薄弱
医務主幹 （障害保健福祉課）	18～19歳	・精神障害	20歳以上	・精神障害

注 重複障害については、それらの障害の該当するそれぞれの区分により判定を依頼する。

保 健 福 祉 部 長 殿
(岩手県保健福祉部長)〇〇地方振興局長
(〇〇市長又は〇〇市福祉事務所長)

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度認定協議書

下記の者の特別障害者手当（障害児福祉手当）受給資格について協議します。

障害者名		男・女	年 月 日生
住 所			
障害等の 手帳	(手帳種類)	手帳	級
	県 第	号	年 月 日交付
医療保険名			
現に受けている又は過去に受けていた障害給付の内容及び期間			
障害程度認定に関する疑義の内容			
障害に関する既往歴			
実態調査の結果			
現在受療中の医療機関名			
その他参考事項・担当者の意見等			

※添付書類 特別障害者手当等認定請求書（写）、診断書（写）、その他参考資料

(判定機関の長) 殿

保 健 福 祉 部 長

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査依頼書

下記の者に係る障害程度の調査を依頼します。

障 害 者 名		男・女	年 月 日生
住 所			
調査依頼事項	政令に定める障害程度に該当するか 1 令第1条第1項 (障害名) 2 令第1条第2項第1号 3 令第1条第2項第2号 4 令第1条第2項第3号 その他		

(注) 1 「調査依頼事項」欄は、該当項目を○でかこみ、障害名称（視覚障害、両上肢機能障害等）を記入すること。

2 障害程度認定協議書、認定請求書、診断書等の写しを添付すること。

保健福祉部長 殿

(判定機関の長)

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査報告書

下記の者に係る障害程度の調査結果を報告します。

調 査 依 頼	年 月 日 障 第 号		
障 害 者 名		男・女	年 月 日生
住 所			
調査依頼事項	政令に定める障害程度に該当するか 1 令第1条第1項 (障害名) 2 令第1条第2項第1号 3 令第1条第2項第2号 4 令第1条第2項第3号 その他		
調 査 結 果	1 該 当 2 非該当 3 その他		

(注) 1 「調査依頼事項」欄は、該当項目を○でかこみ、障害名を記入すること。

2 「調査結果」欄は、該当項目を○でかこみ、コメントがあれば記入すること。

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度調査書

疑義照会	(実施機関)		
	年 月 日	第 号	
障害者名		男・女	年 月 日生
住 所			
調査事項	政令に定める障害程度に該当するか 1 令第1条第1項 (障害名) 2 令第1条第2項第1号 3 令第1条第2項第2号 4 令第1条第2項第3号 その他		
調査結果	1 該当 2 非該当 3 その他		
調査年月日	年 月 日		
調査職員職氏名印	印		

- (注) 1 本様式は、保健福祉部職員が直接調査にあたる場合に作成すること。
- 2 「調査事項」欄は、該当欄を○でかこみ、障害名を記入すること。
- 3 「調査結果」欄は、該当欄を○でかこみ、コメントがあれば記入すること。

番 号

年 月 日

〇〇地方振興局長 殿

(〇 〇 市 長)

保 健 福 祉 部 長

(岩手県保健福祉部長 印)

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度協議回答書

年 月 日付け 第 号で協議のあった特別障害者手当（障害児福祉手当）
の障害程度の認定について、下記のとおり回答します。

障害者名		男・女	年 月 日生
住 所			
障害程度に関する意見 1 該 当 令第 1 条第 項 第 号 2 非該当 3 その他			

様式第 6 号

特別障害者手当（障害児福祉手当）障害程度疑義照会処理簿

		整理番号		
疑 義 照 会	(実施機関) 第 号 年 月 日			
障 害 者 名		男・女	年 月 日生	
住 所				
疑義の内容				
調 査 依 頼	身体障害者更生相談所	障 第 号	年 月 日	
	精神薄弱者更生相談所	障 第 号	年 月 日	
	児童相談所	障 第 号	年 月 日	
調 査 報 告	身体障害者更生相談所	更相第 号	年 月 日	
	精神薄弱者更生相談所	精相第 号	年 月 日	
	児童相談所	児相第 号	年 月 日	
職 員 調 査	調査職員職氏名		年 月 日 年 月 日	
回 答	障 第 号 年 月 日			
	(内容)			